



// INDEX //

- 1. 交通事故の判例ファイル
- 2. 危機管理意識を高めよう (4)
- 3. 事業所での飲酒運転防止対策 (4)
- 4. 出版物のご案内

// //

☆☆☆*.....*.....*.....* 11月後半の暦*.....*.....*.....*☆☆☆

- 16日(火) 「正しい運転・明るい輸送運動」(23年1月10日まで)
——全日本トラック協会
- 19日(金) 「エコドライブシンポジウム」
——主催:エコドライブ普及推進協議会
- 21日(日) 小雪/「世界道路交通犠牲者の日」(毎年11月第3日曜)
- 22日(月) いい夫婦の日(※)
通産省と余暇開発センターが1988年(昭和63年)に提唱したもので、勤労感謝の日と組み合わせ、秋の連休となるよう祝日化を目指している。
- 23日(火) 勤労感謝の日
- 24日(水)
- ~25日(木) 交通安全環境研究所フォーラム2010
——交通安全環境研究所

※出典・・・こよみのページ

※詳しくは、シンク出版のWEBサイト「今月の運転管理」で紹介しています。
 今月の運転管理・・・<http://www.think-sp.com/%E9%81%8B%E8%BB%A2%E7%AE%A1%E7%90%86%E3%81%AE%E7%B4%A0%E6%9D%90/%E4%BB%8A%E6%9C%88%E3%81%AE%E9%81%8B%E8%BB%A2%E7%AE%A1%E7%90%86/11%E6%9C%88%E3%81%AE%E9%81%8B%E8%BB%A2%E7%AE%A1%E7%90%86/>

■交通安全ニュース

『オランダでアルコール・ロック装置を義務づけ』

オランダの交通インフラ・環境大臣であるメラニー・シュルツ・ファンハーゲン氏(Melanie Schultz van Haegen)は、2011年5月から、飲酒運転で逮捕されたドライバーの一部に対してアルコール・インターロック装置の義務づけを実施すると発表しました。

詳しくは・・・<http://www.think-sp.com/2010/11/15/alcohol/>

■危機管理意識を高めよう(4)

『事業所にある車両の私用運転に注意しよう!』

紅葉の季節となり、土日・祝日の高速道路割引もあって、レジャードライブに出かける従業員が多いと思います。こうした行楽期や年末年始などで気をつけておきたいのが、従業員が会社の車を持ち出して運転するケースです。

職場に置いてあった車の貸し借りで、損害賠償責任を問われる場合があり、その車両が従業員のマイカーであっても、会社が責任を追及されないとは限りません。

たとえば、こんな判例があります。

ある会社で、従業員のマイカーを借り上げ使用し、社有駐車場に止めさせて、キーも会社の壁にかけて保管して他の従業員にも使わせていたところ、持ち主ではない従業員が休日に借用して人身事故を起こしました。この事故の民事訴訟では、マイカーが普段は事業に使われていたため、その車の持ち主だけでなく会社にも「運行供用者責任」があると認定され、多額の損害賠償責任を負うことになりました。

会社の規定で「社有車の無断使用は認めない」ことになっていても、マイカーの貸し借りまで目が届いていなかったのが実態で、そうしたルーズさが招いた事故だったようです。

◎「運行供用者責任」の広さを自覚しましょう

自動車損害賠償保障法（自賠法）は被害者保護の考え方から、「自己のために自動車を運行の用に供する者は、その運行によつて他人の生命又は身体を害したときは、これによつて生じた損害を賠償する責に任ずる」として、『運行供用者責任』を規定しています（自賠法第3条）。

人身事故の賠償責任を運転者や使用者以外の広い範囲に認めるもので、企業などに責任範囲が及びます。

この責任は借り上げ車両だけでなく、マイカー通勤車両でも対象になることがあります。たとえば、会社に来る途中に得意先を回るのが常態化していて、マイカーが通勤のためだけの使用とは言えないような場合は、人身事故が起こったとき、会社も「運行供用者」に含まれる可能性があります。

事故そのものは運転者の私用時のミスであり、不法行為としての刑事責任は全く関係ない場合でも、民事訴訟では、運行供用者責任を負うケースが少なくありません。事業に少しでも使用する車両は、社有車以外も厳格な管理が必要であり、なるべくマイカーは事業で使用しないように留意しましょう。

■事業所での飲酒運転防止対策（4）

『その7ー地元警察署に飲酒運転追放宣言書を提出』

ある事業所では、社員に対して「飲酒運転をしない」「酒を飲みに行くときには車を運転しない」「車を運転する人に酒を勧めない」「飲酒している人が車を運転しようとしたら止める」の4項目が書かれた「飲酒運転追放宣言書」に署名する活動を行いました。

その結果、全社員から署名が集まり、その名簿を地元警察署に提出しました。

+.....+

『その8ー「交通刑務所服役者の手記」を朗読』

ある事業所では、交通安全関連団体や都道府県警察などが発行している「交通刑務所服役者の手記」のなかから、飲酒運転が原因で事故を起こして入所している人の手記を、朝礼で朗読させています。

毎月1回、順番に朗読者を決めてみんなの前で朗読し、いかに飲酒運転が悲惨な状況を招くかを意識させ、飲酒運転防止を訴えています。また、朗読した

内容は全員がいつでも見られるように、紙面を拡大コピーして掲示板に貼り出しています。

※シンク出版では飲酒習慣の危険度をチェックし、飲酒運転の防止を図る「飲酒習慣の危険度チェック」を発売中です。

詳しくは・・・<http://www.think-sp.com/%E5%87%BA%E7%89%88%E7%89%A9%E3%81%AE%E3%81%94%E6%A1%88%E5%86%85/>

■出版物のご案内

●セルフチェックシリーズ2

『うっかり事故の危険度をチェックしよう』（近日発売）

——B5判変形／8ページ／カラー刷

——210円（税込・送料実費）

うっかり事故の3大要因「先急ぎ運転の危険度」「わき見・漫然運転の危険度」「思い込み運転の危険度」をチェックし、それぞれのアドバイスから自らの運転目標を考え、「うっかり」による事故を防止することをねらいとしています。

●セルフチェックシリーズ1

『飲酒習慣の危険度をチェックしよう』

——B5判変形／8ページ／カラー刷

——210円（税込・送料実費）

「飲酒習慣の危険度」「アルコール依存症の危険度」「飲酒運転の危険度」の3つの項目をチェックし、行動目標を考えることによって飲酒習慣を見直し、飲酒運転の防止を図ることをねらいとしています。

※ご希望の方には無料でサンプルを贈呈しておりますので、お気軽にお問い合わせください。

詳しくは・・・<http://www.think-sp.com/%E5%87%BA%E7%89%88%E7%89%A9%E3%81%AE%E3%81%94%E6%A1%88%E5%86%85/>

+.....+

●パワーポイント

『飲酒習慣の危険度をチェックしよう』

——パワーポイントファイル（全76シート）

——価格2,100円（税込）

〈セルフチェックシリーズ（冊子）を100部以上お申込みいただいた方には無料サービス〉

上記のセルフチェックシリーズ「飲酒習慣の危険度をチェックしよう」を使用した交通安全講習会などの講師用サポート資料として最適です。

また、一人で閲覧しても「飲酒習慣の危険度」「アルコール依存症の危険度」「飲酒運転の危険度」の3つの項目について自らの危険度をチェックでき、アルコールの危険性、飲酒運転の恐ろしさを理解することができるので、高い学習効果が得られます。

詳しくは・・・<http://www.think-sp.com/%E5%87%BA%E7%89%88%E7%89%A9%E3%81%AE%E3%81%94%E6%A1%88%E5%86%85/%E3%83%91%E3%83%AF%E3%83%9D%E9%A3%B2%E9%85%92%E7%BF%92%E6%85%A3%E8%A7%A3%E8%AA%AC/>

メールマガジンやホームページ上の情報に対してご意見・ご感想などがございましたら、下記メールアドレスまでご連絡をお願いいたします。

今後、メールマガジンの購読を希望されない場合は、お手数ですが下記アドレスまでご連絡をいただきますようお願いいたします。

(平成22年11月16日送信)

※本メールは「MSゴシック」などの等幅フォントで最適に表示されます。

■□—————□■

～人と車の安全な移動をデザインする～
シンク出版

大阪市北区天満4-5-3日本プロパティビル901
TEL 06-6809-1989 / FAX 06-6809-1984
Eメール mail@think-sp.com
URL <http://www.think-sp.com/>

■□—————□■